



# 島根県報

令和2年4月17日（金）

第 9 8 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定の更新	（障がい福祉課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（       "      ）	2
補助金等交付規則第3条の規定により県民参加の森づくり事業費交付金の交付の 対象等を定める告示	（林 業 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	4

### 【特定調達公告】

出雲空港国際線保安検査用ボディスキャナ（A I T）調達に係る一般競争入札の 落札者等	（港 湾 空 港 課）	5
--	-------------	---

**告 示****島根県告示第274号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

令和2年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自 立 支 援 医 療 の 種 類	更 新 年 月 日
名 称	所 在 地		
自然治癒力活性全人医療心療内科 漢方内科横田駅前スサノオクリニ ック	仁多郡奥出雲町横田1017-8	精神通院医療	令和2年4月1日

**島根県告示第275号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鹿足郡吉賀町土地改良区の定款変更を令和2年4月8日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県告示第276号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和2年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完 了 年 月 日
雲南北地区 用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成29年12月15日
雲南北地区 暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成31年2月8日

**島根県告示第277号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、県民参加の森づくり事業費交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりみーもの森づくり事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成31年島根県告示第20号）は、廃止する。

令和2年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 補助金等の名称  
県民参加の森づくり事業費交付金
- 2 交付の目的

森林を保全する取組、森林資源の活用に関する取組及び森で学ぶ取組を促進し、もって荒廃した森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐことを目的とする。

3 交付の対象である事業の内容、交付の率及び交付の限度額

事業の区分	事業の内容	交付の率	交付の限度額
森を保全・利用する取組	(1) 森づくり（森林内（国有林を除く。）での植林、下草刈り、枝落とし等緑豊かな森を再生・維持するための取組をいう。以下同じ。） (2) 森づくり講座（森づくりを習得する機会を創出する取組をいう。） (3) 身近な里山や観光地周辺の松枯れ跡地の処理、荒廃竹林対策等の森林の景観対策 (4) 森林・都市交流活動（森林にふれあう機会を創出する取組をいう。） (5) 木材及び木質バイオマス利用（公共の施設、商店街等不特定多数の県民が利用する場所において県産の木材、木材製品、木質バイオマス等を利用する取組をいう。） (6) 木の利用講座（木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組をいう。） (7) 竹を利用する取組 (8) 県民参加の森づくり事業で取り組んだ森を保全する取組及び森を利用する取組の継続実施（継続事業） (9) 再生の森事業で竹林伐採を実施した森林の維持活動（継続事業） (10) 集落周辺里山保全（継続事業）	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 実施後個人の所有とならない資材、用具、用品及び機械の購入経費、借上経費及び整備経費（用具、用品及び機械に係る経費のうち単体で50,000円以上のものを除く。） (2) 他者への作業委託経費 (3) 事業PR用看板作製経費 (4) 保険料 (5) 県産の木材代	1申請につき2,000,000円とする。ただし、継続事業については、50,000円（植栽後の下刈り及び竹林伐採後の管理にあっては、200,000円）とする。
森で学ぶ取組（みーもスクール）	(1) 小中学校と連携して授業の中で継続的に（3回以上）行う森林環境学習活動 (2) 保育園・幼稚園と連携して行う森林環境学習活動	2分の1以内。ただし、次に掲げる経費については、10分の10以内とする。 (1) 講師の謝金及び旅費並びにスタッフの賃金 (2) 実施後個人の所有とならない資材、用具、用品及び機械の購入経費、借上経費及び整備経費（用具、用品及び機械に係る経費のうち単体で50,000円以上のものを除く。） (3) 資材、参加者等を活動場所まで運ぶ経費	1校につき400,000円とする。ただし、4校以上の場合については、1,600,000円とする。

4 交付対象者

自治会、特定非営利活動法人その他の団体



次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年4月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

出雲空港国際線保安検査用ボディスキヤナ（A I T）調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和2年2月27日

4 落札者の氏名及び住所

S m i t h s H e i m a n n G m b H 日本における代表者 竹原 秀清 東京都港区虎ノ門5-1-5

5 落札金額

22,550,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和2年1月14日